

第2号様式

法令適用事前確認手続 回答書

平成21年12月25日

殿

国土交通省総合政策局不動産業課長

平成21年12月4日付けをもって、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。以下「法」という。）第3条第1項、第12条第1項及び第13条第1項について照会のあった件について、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会に係る法令の条項を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

1 回答

照会のあった事実については、2に掲げる要件に該当する場合は、法第3条第1項の適用対象となる。

なお、法第12条第1項及び第13条第1項については、本手続の対象となる条項でないため、その適用の有無については、回答できない。

2 当該事実が照会法令の適用対象となることに関する見解及び根拠

宅地建物取引業者Aの従業者丙が、自ら営利の目的をもって、法第2条第2号所定の宅地又は建物の貸借の代理等の取引を反復継続して行う場合、丙は宅地建物取引業を営む者に該当し、法第3条第1項の免許を受けることを要する。